

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和7年度 第1回 相模原市下水道事業審議会部会		
事務局 (担当課)		下水道経営課 電話042-707-1840 (直通)		
開催日時		令和7年9月29日 (月)		
出席者	委 員	4人 (別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	8人 (下水道経営課長、下水道料金課長 他6名)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		下水道使用料の見直しについて		

議題 下水道使用料の見直しについて

事務局から「資料 下水道使用料の見直しについて」に基づいて説明が行われた。令和7年11月5日に開催予定の令和7年度第2回下水道事業審議会の説明資料として、当該資料を基に、一部を追加・修正し使用することについて、了承された。具体的な追加・修正内容は次のとおり。

- ・ 資料構成の変更
- ・ 本市の財政収支の見通しを追加
- ・ 基本水量制試算パターン別の特徴を例示
- ・ 基本水量（8 m³）以下の水詮数分布（m³毎）を追加
- ・ 神奈川県下自治体の下水道使用料比較資料を追加
- ・ 資料13ページ「基本水量制のあり方の整理」を「使用料体系の検討」に変更

主な意見

（青山委員）

4ページの資料では、基本水量制を廃止した場合の少量使用者のメリットは無いように見える。継続したほうが使用料は軽減されるという認識でよいのか。

（事務局）

ご指摘いただいた通り、本来、基本水量制を継続したほうが使用料は軽減される。基本水量分を使わないと損をしているのではという誤った認識により、少量使用者から不公平感が生まれる懸念がある。先行自治体も、少量使用者に対する配慮を理由に基本水量制を見直している。

（広田部会長）

基本水量制の廃止を検討するのであれば、導入目的を達成したことを理由とした方が分かりやすいと考える。

また、基本水量制が継続されている自治体に政令指定都市が多いのは、早い時期に大都市化や下水道の普及が進んでいることから、急いで基本水量制を廃止するインセンティブが無いためと推測される。

（石田委員）

基本水量制廃止の理由として、「導入目的を達成したため」ではなく、「世帯構成の変化に伴い、水を使用しない人が増えたため」節水努力に合わせた料金体系とするというのはどうか。

（事務局）

今回の提案は、基本水量制の廃止を検討の選択肢に加えてよいかを諮るだけであり、廃止か継続かの判断は、財政収支を検証した後になる。

（碓井委員）

10ページの資料について、基本使用料も改定するのか。

（事務局）

ご認識の通り、改定の際は、固定収入を確保するため基本使用料も値上げする。基本水量制を廃止しても現行の基本使用料より安くなるわけではなく、値上げの幅が小さくなるイメージである。

（石田委員）

8ページの資料について、排水量ベースでは数値が小さいため、市民への影響度が伝わりにくいと考える。0～8 m³を世帯数などで細分化することはできるか。

（事務局）

排水量ごとの水栓数に細分化することはできる。

（青山委員）

10ページの資料について、県が基本水量を4 m³に変更した理由は把握しているか。

（事務局）

4 m³の根拠については把握していない。県が使用料改定案を示した当初は、基本水量制の見直しについて触れていなかったが、反響が大きかったため、後に段階的に改定する案と基本水量を変更する案が示された。

（石田委員）

使用料改定の目的は何か。基本使用料が現行より下がることはあるか。

（事務局）

収入確保が使用料改定の目的であり、基本使用料が下がることは無い。

(広田部会長)

市民の関心の大多数は使用料が幾らになるのかであり、そのためには財政面の話も伝えるべきではないか。

(石田委員)

市民の多くは、昨今の上下水道の事故を受けて、使用料改定の必要性は理解していると考えます。財政的にどのくらい不足しているのかを伝えることで、負担増も仕方ないと理解してもらえないのではないか。

(広田部会長)

公平性という言葉は、価値判断の話なので定義がはっきりしていない。基本水量制のメリットが伝わりにくいことが原因であり、少量使用者への公平性を理由に廃止してしまうと、使用料改定を実施した際に、結局は値上げじゃないかということになってしまう。

全国的なトレンドが公平性を廃止理由にしているとしても、相模原市として将来の下水道事業を考えたときに、収支状況の改善が必要であれば、そのことを率直に伝えた方が分かりやすいのではないかと。

(石田委員)

仮に基本水量制を廃止するとしても、少量使用者のインセンティブはごくわずかで、10円安くするために節水努力をするとは考えにくい。基本水量制を廃止しなくても収入確保できるのであれば、市としてのメリットも特に無いのではないかと。

(事務局)

市としても基本水量制の廃止を進めたいわけではなく、検討の選択肢に加えてよいかを諮るだけである。

(広田部会長)

将来の財政状況見通しと現行の基本使用料では固定費が賄えていないことを説明したうえで、基本水量制の廃止・変更・継続それぞれのパターンの特徴を示し、審議会で妥当性を問う方がよいのではないかと。

(広田部会長)

12ページの資料で、各自治体の使用料が異なる主な要因は何か。

（事務局）

下水道施設は地域により異なるため、施設に掛かる経費と収入の基礎となる人口規模の違いによるものである。

（碓井委員）

１２ページの資料のように、神奈川県下の他自治体との比較資料を提示したほうが良い。

以　　上

相模原市下水道事業審議会部会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	あおやま みつお 青山 光男	公益財団法人 神奈川県下水道公社		出席
2	いしだ みつなり 石田 三成	東洋大学 経済学部 准教授		出席
3	ひろた はるあき 広田 啓朗	武蔵大学 経済学部 教授	部会長	出席
4	うすい あつこ 碓井 敦子	碓井公認会計士事務所		出席